

## 学校における薬の取り扱いについて

早春の候、日ごろは当校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当校での薬の使用は、保護者からの依頼に基づいて行っています。**学校で薬の使用が必要な場合は、「薬の使用依頼書」と「薬の説明書（コピー）」をご提出ください。**薬を取り違えたり誤った使用方法をしたりしないようにするため、下記の内容をご確認の上、ご理解をいただきご協力くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 学校における薬の取り扱い

- (1) 教職員が学校で児童生徒に薬を使用することは、認められていません。
- (2) 学校で薬を使用する必要があり、医師の処方を受けて保護者から薬の使用の依頼があった場合に、**教職員は児童生徒が薬を使用することを介助します。**
- (3) 児童生徒の薬の管理は、児童生徒本人が所持することを原則とします。ただし、以下の場合には保護者の申し出により預かります。
  - ①水薬や坐薬のように冷所保管などの保管条件がある薬
  - ②児童生徒本人による管理が困難な場合
- (4) **薬の使用・管理について教職員の介助や預かりを必要としない場合であっても、児童生徒が学校で薬を所持する場合は、保護者から担任と保健室に届け出が必要です。**
- (5) 薬の取り違えや誤った使用の仕方を防ぐために、持参する薬について別紙の記載に従って家庭において準備を整えてください。

#### 2 必要な提出書類

	薬の例	提出書類
①定期薬	抗けいれん薬、抗アレルギー薬、抗喘息薬、向精神薬等、毎日定時に使用する薬	薬の使用依頼書〈様式①〉 薬の説明書のコピーまたは医師の指示書
②臨時薬	かぜ薬や花粉症等の薬や目薬、塗り薬など、期間が短期間で一時的に使用する薬	薬の使用依頼書〈様式②〉 薬の説明書のコピー
③宿泊時	宿泊を伴う学校行事において使用する薬	宿泊学習事前健康調査（薬について記入） 薬の使用依頼書〈様式③〉 薬の説明書のコピーまたは医師の指示書
④非常時	災害時や気象警報発令によって学校に長時間待機する場合に必要な薬	薬の使用・預かり依頼書〈様式④〉 薬の説明書のコピーまたは医師の指示書
その他 (応急薬)	けいれん発作や喘息発作、向精神薬、鎮痛剤等で、応急処置としてやむを得ず使用する薬	薬の預かり依頼書〈様式⑤または⑥〉 薬の説明書のコピーまたは医師の指示書

※医療的ケア対象のケースについては、医療的ケア実施要項に基づいて対応します。

#### 3 その他

- ・事故防止のために提出書類の内容と、薬に書いてある名前・日時等を2人以上の教職員で確認します。
- ・教職員は、児童生徒ができるかぎり自分で薬を使用できるように指導・支援に努めます。ご家庭でもご協力をお願いします。
- ・**薬の内容、量が変更になった場合は必ず担任まで連絡をお願いします。**
- ・薬の使用・保管についてのご相談は、担任または保健室にお気軽にお申し出ください。